

本庄市告示第345号

都市計画公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、本庄市都市計画公聴会規則（令和3年本庄市規則第16号）第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月2日

本庄市長 吉 田 信



1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 本庄都市計画用途地域
- (2) 種類 本庄都市計画防火地域及び準防火地域
- (3) 種類 本庄都市計画土地地区画整理事業
名称 本庄新都心土地地区画整理事業
- (4) 種類 本庄都市計画地区計画
名称 栗崎地区地区計画

2 公聴会の期日、時間及び場所

期日 令和5年12月4日（月）
時間 午後2時から午後3時まで
場所 本庄市役所 2階 職員厚生室

3 都市計画の構想の閲覧場所

本庄市本庄3丁目5番3号
本庄市都市整備部都市計画課（市役所2階）
本庄市児玉町八幡山368番地
本庄市経済環境部支所環境産業課（児玉総合支所2階）
本庄市ホームページ

4 都市計画の構想の閲覧期間

令和5年11月2日（木）から令和5年11月16日（木）まで
ただし、本庄市都市整備部都市計画課又は本庄市経済環境部支所環境産業課で
閲覧する場合は、本庄市の休日を定める条例（平成18年本庄市条例第2号）
に規定する休日を除く。

5 意見書の提出期間

令和5年11月2日（木）から令和5年11月24日（金）まで（必着）
ただし、本庄市都市整備部都市計画課へ直接持参する場合は、本庄市の休日を
定める条例（平成18年本庄市条例第2号）に規定する休日を除く。

6 意見書の提出先

本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市都市整備部都市計画課（市役所2階）